

別表2

本人の属する世帯の階層区分		利用者負担額	加算基準額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100 円	110 円
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯） C 1階層	2,250 円 230 円
C 2		所得割の額のある世帯 C 2階層	2,900 円 290 円
D 1	前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が右の額である世帯（A階層及びB階層を除く。）	所得税の年額 2,400 円以下の世帯	3,450 円 350 円
D 2		2,401 円以上 4,800 円以下の世帯	3,800 円 380 円
D 3		4,801 円以上 8,400 円以下の世帯	4,250 円 430 円
D 4		8,401 円以上 12,000 円以下の世帯	4,700 円 470 円
D 5		12,001 円以上 16,200 円以下の世帯	5,500 円 550 円
D 6		16,201 円以上 21,000 円以下の世帯	6,250 円 630 円
D 7		21,001 円以上 46,200 円以下の世帯	8,100 円 810 円
D 8		46,201 円以上 60,000 円以下の世帯	9,350 円 940 円
D 9		60,001 円以上 78,000 円以下の世帯	11,550 円 1,160 円
D 10		78,001 円以上 100,500 円以下の世帯	13,750 円 1,380 円
D 11		100,501 円以上 190,000 円以下の世帯	17,850 円 1,790 円
D 12		190,001 円以上 299,500 円以下の世帯	22,000 円 2,200 円
D 13		299,501 円以上 831,900 円以下の世帯	26,150 円 2,620 円
D 14		831,901 円以上 1,467,000 円以下の世帯	40,350 円 4,040 円
D 15		1,467,001 円以上 1,632,000 円以下の世帯	42,500 円 4,250 円
D 16		1,632,001 円以上 2,302,900 円以下の世帯	51,450 円 5,150 円
D 17		2,302,901 円以上 3,117,000 円以下の世帯	61,250 円 6,130 円
D 18		3,117,001 円以上 4,173,000 円以下の世帯	71,900 円 7,190 円
D 19		4,173,001 円以上の世帯	全 額

【備考】

1 徴収月額の設定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受け
る場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準
月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、
徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている
場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養してい
るもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うもの
である。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

- ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫
婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数カ月別
居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地
で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているもの
とする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、
兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義
務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）
で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世
帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶
養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
- ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭
和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法
律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭
局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度
に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算す
る場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226
号）第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項
第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、
第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項、及び第24項、第41条の2、
第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19
の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する
法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律
第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条及び第82条第1項

の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下、支援給付)をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第 3 2 3 条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表 2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成 25 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知)第 4 保育所徴収金(保育料)基準額表参考 3 (3) に準じて、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A 階層と同様の扱いとすること。